



資料：日本政府観光局（JNTO）

（注）「訪日外国人旅行者数」とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出。具体的には、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことであり、駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外国人旅行者に含まれる。なお、乗員上陸数は含まれない。